

千歳市道路掘削及び舗装復旧工事要綱

平成 22 年 3 月 5 日市長決裁
改定 令和 7 年 12 月 19 日市長決裁（建設部長専決）

（目的）

第 1 条 この要綱は、道路占用許可等により地下埋設施設等を新設、修繕又は廃止することに伴う道路掘削工事及び舗装復旧工事の施工に当たり、遵守すべき事項を定めることを目的とし、地下埋設施設等のほか、道路改良工事や切削オーバーレイ等の修繕工事に適用し、穴埋めやパッチングなど維持補修に関するものを除くものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）道路占用許可等

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 22 条の規定による命令、法第 24 条の規定による承認、法第 32 条の規定による許可、法第 35 条の規定による協議に対する回答、法第 40 条の規定による指示及び法第 71 条の規定による命令並びに法第 91 条第 1 項の許可及び同条第 2 項の規定により準用される許可

（2）掘削工事 前号占用許可等による道路の掘削工事

（3）舗装復旧工事 前号の工事による掘削跡を復旧する工事又は舗装新設工事

（4）占用者等 道路管理者の道路占用許可等を受けたもの

（掘削の制限）

第 3 条 新築又は改築後の道路においては、5 年間は掘削をすることは認めない。

2 次に掲げる場合であつて、道路管理者が特に必要があると認めるときは、前項の規定を適用しない。

（1）当該道路において、災害を防止し又は事故の復旧等により一般の危険を防止するための工事を行う場合

（2）当該道路において、沿線建築物に対する引込管線路の布設を行う場合

（3）当該道路において、掘削をすることがやむを得ない公共事業等を行う場合

（瑕疵期間）

第 4 条 占用者等は、舗装復旧工事完成後、道路管理者に対して道路工事完了届を提出し、道路管理者が受理してから 2 年以内に占用者等の施工した工事の瑕疵が原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い占用者等の負担において直ちに補修しなければならない。

2 占用者等は前項の規定にかかわらず、占用者等が施工した工事に瑕疵があり、これが原因で道路が損傷した場合は、占用物件の存続期間中道路管理者の指示に従って道路を補修する責任を負うものとする。

（地元説明）

第 5 条 占用者等は、掘削工事の実施に先立ち、施工箇所の周辺住民にこれを説明し周知させ、紛争又は苦情の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

（第三者に与えた損害）

第 6 条 占用者等の工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、占用者等において処理するものとし、第三者に損害を与えたときは、占用者等の負担において賠償しなければならない。

(工事の施工)

第7条 占有者等は、工事の施工管理について道路管理者の指示に従い、北海道土木工事共通仕様書に基づき行わなければならない。

(工事現場の標示及び保安施設)

第8条 占有者等は、掘削又は舗装復旧工事を施工するときは、次に掲げる施設を設置しなければならない。

(1) 工事現場の起終点における道路標識、工事標示板等の標示施設

(2) 工事現場の周囲における保安柵及び夜間における注意灯、照明灯等の保安施設

2 前項の規定による工事現場の標示施設及び保安施設の設置については、道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和37年8月30日建設省道路局長通知)によらなければならない。

(写真撮影)

第9条 占有者等は、道路管理者の指示により掘削工事着手前における現場の状況及び完成後外部から明視できない箇所並びに工事の重要な段階における作業状況、また、完成後の状況を撮影し、道路管理者に提出しなければならない。

(事故対策)

第10条 占有者等は、工事施工中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、直ちに道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(警察署等との連絡)

第11条 占有者等は、所轄警察署及び工事に影響のある占有物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

(掘削)

第12条 掘削工事は、次に掲げる方法により施工しなければならない。

(1) 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り、推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘りは行わないこと。

(2) 掘削する長さは、当日中に埋め戻しできる程度とし、最小限に止めること。

ただし、これによりがたい場合は道路管理者と協議を行い、道路管理者が特に認める場合はこの限りではない。

(3) 舗装道のコンクリート舗装及びアスファルト舗装部分の切断は、それぞれに適応したカッター等を使用して、周囲は方形に切り取り、面は垂直になるように丁寧に切り取ること。

(4) 掘削部分に近接する道路の部分には、掘削土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼす恐れがある場合においては、これを一時他の場所に搬出すること。

(5) 軟弱地盤又は湧水地帯を掘削する場合は、山留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら掘削するとともに、湧水及び溜水の排除先に注意すること。

(6) 人家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを妨げない措置を講ずること。

(7) 交通頻繁な箇所の掘削は、第8条の規定による施設を設置するほか、道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削が終わり交通を妨げない措置を講じた後、他方の掘削に着手すること。

(8) 掘削部分の周囲及び工事用物品等を置いた箇所には、通行人に危険を及ぼさないよう、柵その他の設備を設けること。

(埋め戻しの時期)

第13条 掘削後の埋め戻しは、所要の作業が終わった後、当日中に施工しなければならない

い。ただし、これによりがたい場合は道路管理者と協議を行い、道路管理者が特に認める場合はこの限りではない。

(埋め戻しの方法)

第14条 埋め戻しの施工に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 埋め戻しの転圧については、20cm以下で層ごとにタンパ又は振動ローラー等を使用して十分に締め固めを行うこと。
- (2) 山留工を施工した場合は、埋め戻しに伴い地盤に緩みが生じないように下部を埋め戻し、徐々に撤去すること。
- (3) 埋め戻し材料は、良質土及び改良土とし、環境に有害な影響を与える物質を含まないものとする。

(仮復旧)

第15条 仮復旧は、原則としてこれを行わなければならない。

(仮復旧の時期)

第16条 仮復旧は、占有者等において施工し、埋め戻し完了後、即日実施しなければならない。

(仮復旧の方法)

第17条 仮復旧の方法は、原則として次の舗装構成による。

区分	路盤工	表層工
車道	・路盤材0～40mm ・現道と同じ厚さ以上、又は交通量区分に応じた本復旧の路盤厚以上	・密粒度アスコン又は細粒度アスコン（再生材又は新材） ・3～5cm程度
歩道	・路盤材0～40mm ・現道と同じ厚さ以上、又は交通量区分に応じた本復旧の路盤厚以上	・細粒度アスコン（再生材又は新材）又は常温合材 ・2～3cm程度

(仮復旧の路面標示)

第18条 仮復旧後の路面標示は、別記1路面標示図のとおり行うこと。

(仮復旧路面の維持)

第19条 占有者等は、舗装復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路面の沈下その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復しなければならない。

2 占有者等は、道路管理者から仮復旧箇所の路面の沈下、その他の不良箇所について連絡があったときは、直ちに応急措置を行い、これを修復しなければならない。

(舗装復旧の方法)

第20条 舗装復旧工事は、掘削前の道路の機能と同等以上の強度に復旧するものとする。

(舗装復旧工法の工法)

第21条 舗装復旧工事は、機械施工を原則とし、別記2復旧幅算定図及び別記3舗装復旧図により施工することを基本とする。ただし、現況等を勘案しこれにより難しい場合は、道路管理者と協議の上、決定するものとする。

(材料の規格)

第22条 舗装復旧工事に用いる材料の規格は、北海道土木工事共通仕様書による。

(舗装復旧工事の面積の決定)

第23条 舗装復旧工事の面積は、別記2復旧幅算定図及び別記3舗装復旧図に基づき算出することを基本とする。なお、オーバーカット端部から舗装の絶縁部分までの距離が1.0m以下となる場合は全幅舗装復旧を行うものとする。

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合は、前項の規定にかかわらず掘削前の構造耐力を保持するために必

要な部分とし、道路管理者の指示に従わなければならない。

- 3 掘削又は舗装復旧工事で生じたと認められる破損箇所が存在する場合は、この破損箇所も面積に加える。

(区画線の復旧)

第24条 舗装復旧工事を行う際は、区画線も復旧するものとし、区画線は、中心線、外側線、路面標示等、現状復旧を基本とする。ただし、現況等を勘案しこれにより難しい場合は、道路管理者と協議の上、決定するものとする。

- 2 車道幅員6m未満の生活道路においては、センターラインの復旧は行わず、外側線のみとする。その際の外側線は車線幅員4mの外側に設置するものとする。ただし、外側線が設置されていない場合は復旧を要しない。

(舗装復旧工事の時期)

第25条 舗装復旧工事は、仮復旧完了後一般交通に解放した後、概ね1ヶ月以内に行わなければならない。なお、舗装復旧の期限は各申請書の工事の期間までとする。

- 2 次に掲げる場合であって、道路管理者が認めるときは、前項の規定を適用しない。

- (1) 冬期間施工のため、本復旧ができない場合
- (2) 仮復旧施工業者と本復旧施工業者が違う場合

(道路工事完了届)

第26条 占有者等は、舗装復旧工事が完成したときには、2週間以内に道路工事完了届を提出しなければならない。

(検査)

第27条 道路管理者は、占有者等から道路工事完了届が提出されたときは、必要に応じて現地において検査を行う。

- 2 占有者等は、道路管理者が施工中又は完了後現場において必要と認める検査をするときは、これを拒むことができない。
- 3 道路管理者は、当該工事がこの要綱に定められた内容に合致しない場合は、手直しを命じることができる。

(費用の負担)

第28条 占有者等は、仮復旧及び舗装復旧工事に要する費用を全額負担するものとする。ただし、仮復旧後道路管理者が改良工事等で舗装復旧工事を施工する場合はこの限りではない。

- 2 道路管理者は、仮復旧箇所、舗装復旧箇所において工事施工の瑕疵等により表層の破損、路盤の落ち込み等があるとき又は占有者等が工事の手直し命令に従わないときにおいて、その復旧に緊急性を要すると判断した場合は占有者等に代わり復旧工事を行い、それにかかる復旧費の全額を占有者等から徴収することができる。

(その他)

第29条 この要綱に掲げた以外の事項については、道路管理者の判断を仰ぎ、その指示に従わなければならない。ただし、緊急（漏水、ガス漏れ等）を要する場合は、占有者等の判断により措置するものとし、その場合は、事後、直ちに道路管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった工事について適用する。

附則

(施行期日)

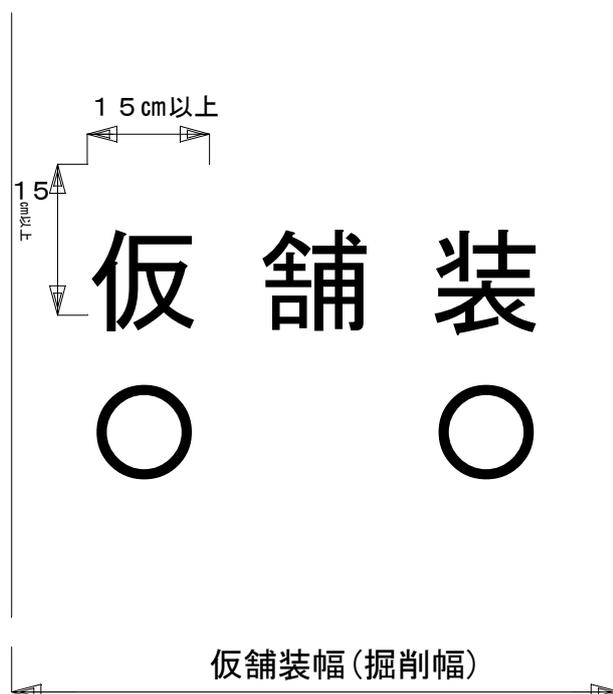
1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に申請のあった工事について適用する。

別記1 路面標示図（仮舗装）

【標示例】

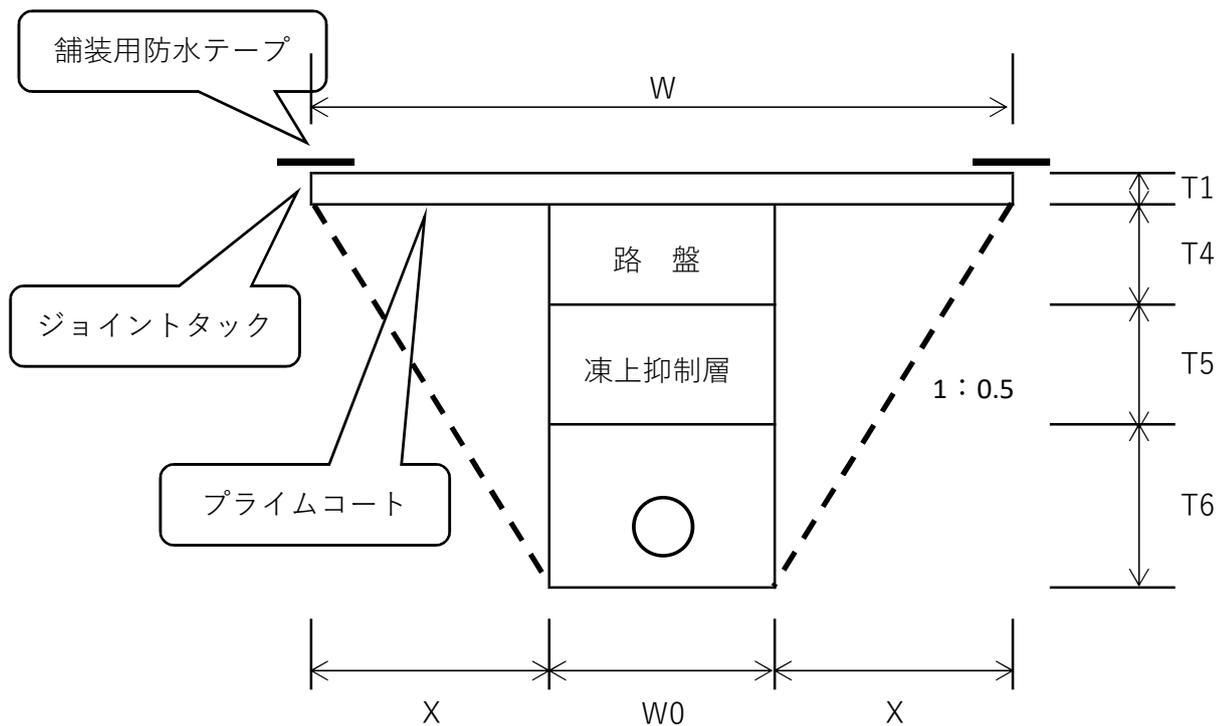


【注意事項】

1. 『仮舗装』、『○ ○』の文字はゴシック体とし、色は白色で、大きさは15 cm × 15 cm以上とすること。
2. 『○ ○』の部分は、下記のとおりとする。
 - ・ガス事業者は『ガ ス』、水道事業者は『水 道』、下水道事業者は『下水道』、電気事業者は『電 気』、電話事業者は『電 話』とする。
 - ・その他の占有者については、別途協議をして決定する。
3. この標示は、掘削箇所に対して1箇所以上とする。
試掘などで掘削する場合も同様とする。
4. 道路を縦断的に掘削をする場合は、20 m間隔で標示すること。
5. 道路を横断的に掘削をする場合は、走行車線に対して1箇所以上標示すること。
6. 上記以外の標示として、発注者名、請負者名、連絡先を標示することは許可する。
7. 広告などの標示は許可しない。
8. その他標示については、道路管理者の指示に従うこと。

別記2 復旧幅算定図

【舗装が1層の場合】



$$X = (T4 + T5 + T6) / 2$$

$$\text{オーバーカット幅 } W = W_0 + X + X$$

※山留工を施した場合の X は $(1.5 - T1) / 2$ とする。

※路盤上にはプライムコート（標準散布量 $1.2 \ell / \text{m}^2$ ）を施すこと。

※タックコート及びプライムコートはスプレイヤーなどで均一に散布すること。

※既存舗装との接続面にはタックコート（ジョイントタック）を施すこと。

※既存舗装との継目には舗装用防水テープを施すこと。

※オーバーカット端部から舗装の絶縁部分までの距離が1.0m以下となる場合は全幅舗装復旧を行うこと。

T1 : 表層

T4 : 下層路盤

T5 : 凍上抑制層

T6 : 埋め戻し

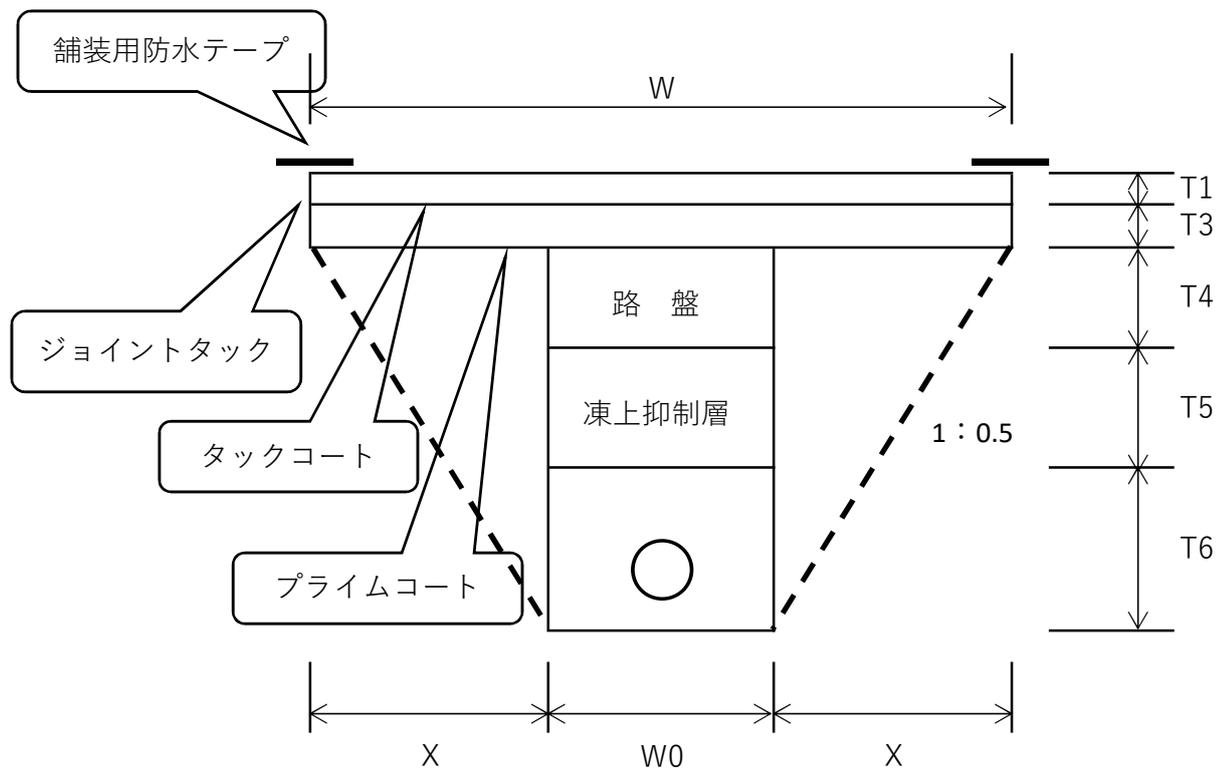
W : 舗装復旧幅

W_0 : 掘削幅

X : オーバーカット幅

別記2 復旧幅算定図

【舗装が2層の場合】



$$X = (T4 + T5 + T6) / 2$$

$$\text{オーバーカット幅 } W = W0 + X + X$$

※山留工を施した場合のXは $(1.5 - (T1 + T3)) / 2$ とする。

※舗装各層にはタックコート（標準散布量 0.4 l/m^2 ）を施すこと。

※路盤上にはプライムコート（標準散布量 1.2 l/m^2 ）を施すこと。

※タックコート及びプライムコートはスプレーヤーなどで均一に散布すること。

※既存舗装との接続面にはタックコート（ジョイントタック）を施すこと。

※既存舗装との継目には舗装用防水テープを施すこと。

※オーバーカット端部から舗装の絶縁部分までの距離が1.0m以下となる場合は全幅舗装復旧を行うこと。

T1 : 表層

T3 : 上層路盤

T4 : 下層路盤

T5 : 凍上抑制層

T6 : 埋め戻し

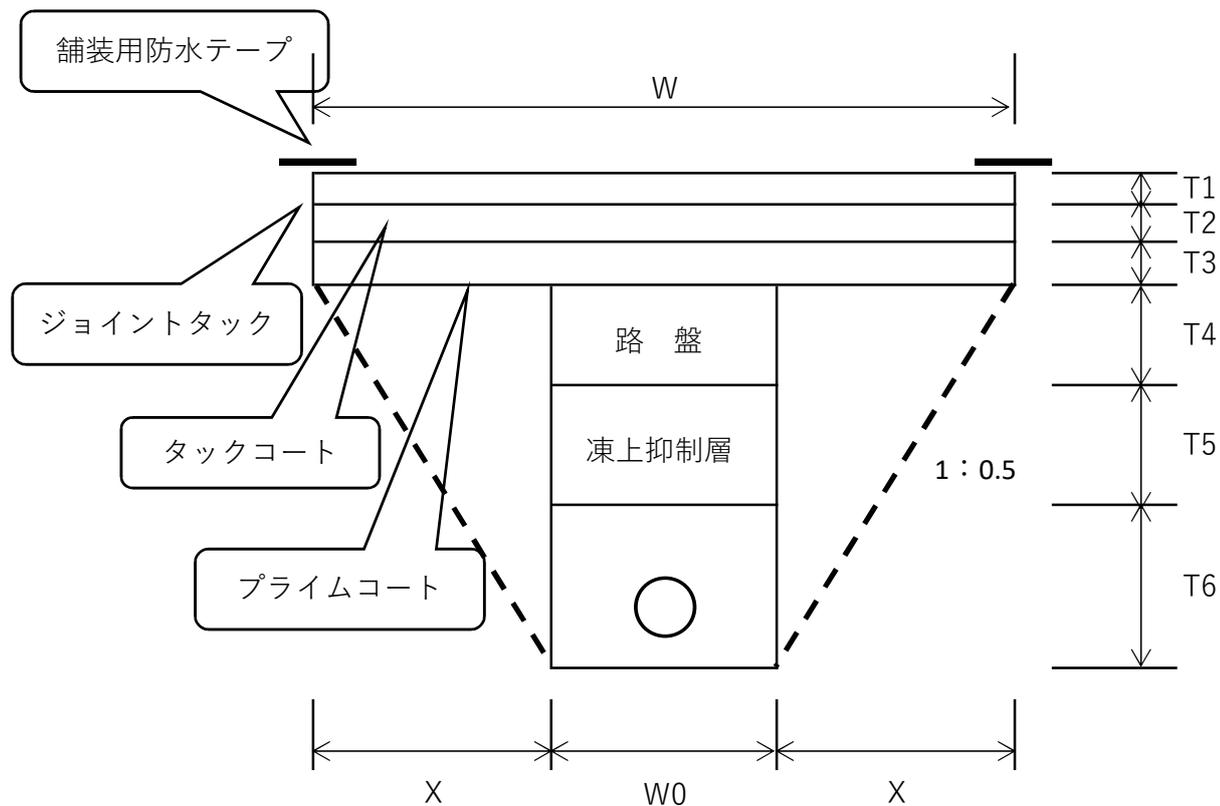
W : 舗装復旧幅

W0 : 掘削幅

X : オーバーカット幅

別記2 復旧幅算定図

【舗装が3層の場合】



$$X = (T4 + T5 + T6) / 2$$

$$\text{オーバーカット幅 } W = W0 + X + X$$

※山留工を施した場合のXは $(1.5 - (T1 + T2 + T3)) / 2$ とする。

※舗装各層にはタックコート（標準散布量 0.4 l/m^2 ）を施すこと。

※路盤上にはプライムコート（標準散布量 1.2 l/m^2 ）を施すこと。

※タックコート及びプライムコートはスプレーヤーなどで均一に散布すること。

※既存舗装との接続面にはタックコート（ジョイントタック）を施すこと。

※既存舗装との継目には舗装用防水テープを施すこと。

※オーバーカット端部から舗装の絶縁部分までの距離が1.0m以下となる場合は全幅舗装復旧を行うこと。

T1 : 表層

T2 : 基層

T3 : 上層路盤

T4 : 下層路盤

T5 : 凍上抑制層

T6 : 埋め戻し

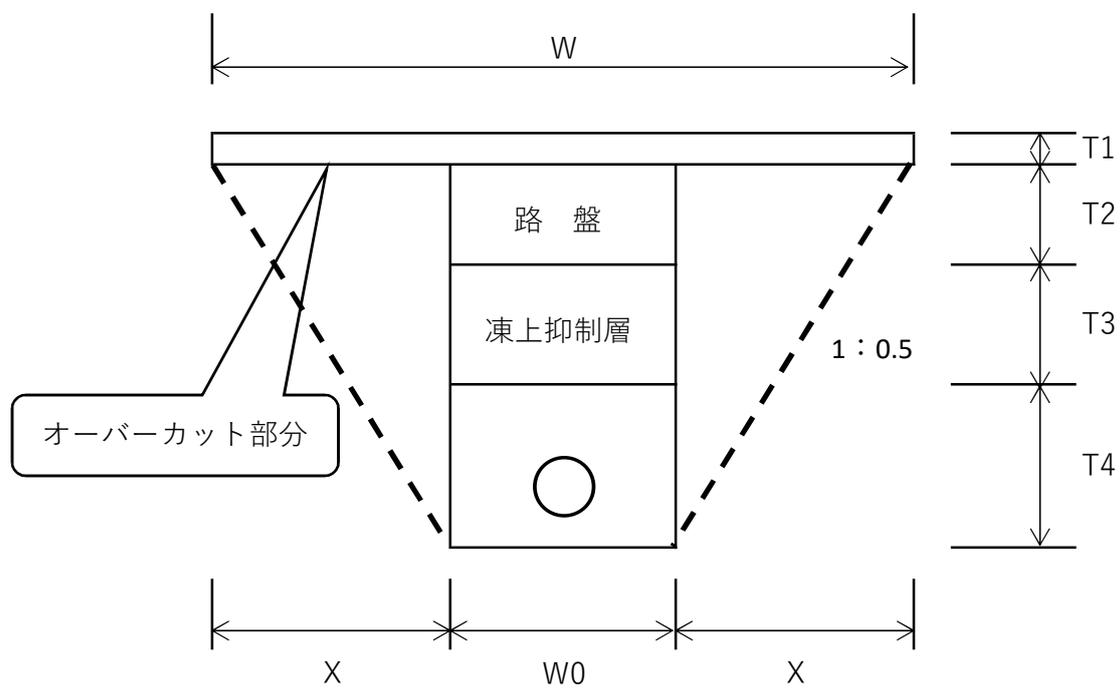
W : 舗装復旧幅

W0 : 掘削幅

X : オーバーカット幅

別記2 復旧幅算定図

【歩道の場合】



$$X = (T2 + T3 + T4) / 2$$

$$\text{オーバーカット幅 } W = W_0 + X + X$$

T1 : 表層

T2 : 路盤

T3 : 凍上抑制層

T4 : 埋め戻し

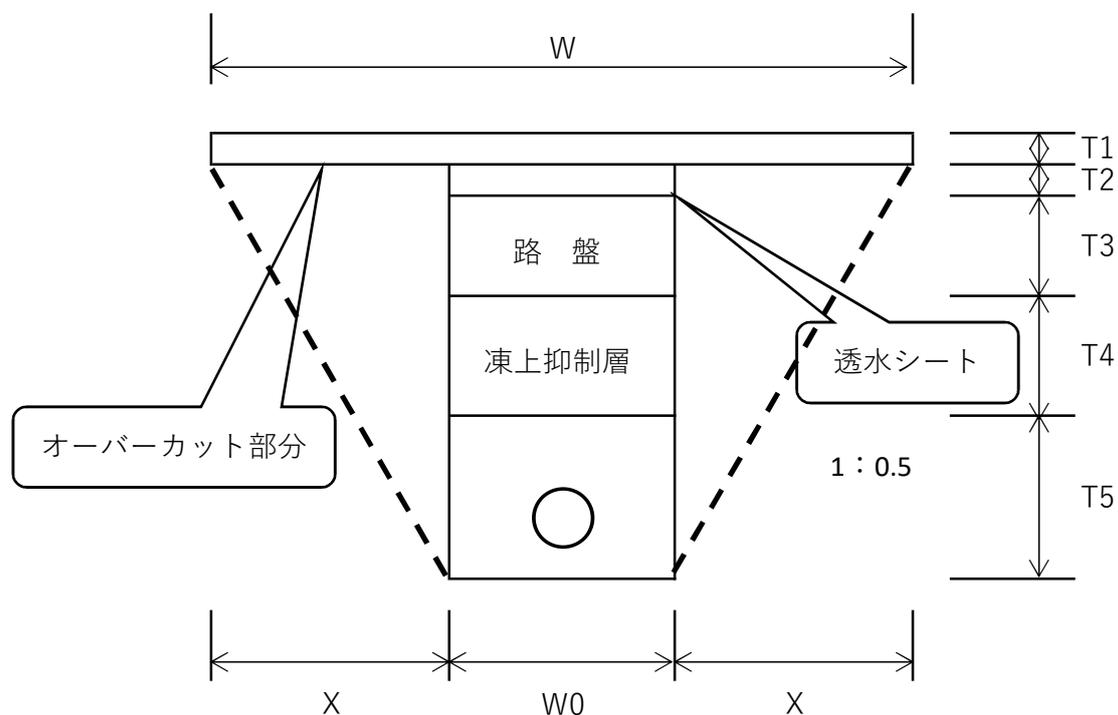
W : 舗装復旧幅

W₀ : 掘削幅

X : オーバーカット幅

別記2 復旧幅算定図

【歩道がインターロッキング又は平板舗装の場合】



$$X = (T3 + T4 + T5) / 2$$

$$\text{オーバーカット幅 } W = W0 + X + X$$

※インターロッキングブロック、平板に補足材が必要になった場合は、同色の同等品以上の材料を使用すること。

※透水シートの施工はオーバーカット部分で既設透水シートと重ね合わせること。

T1 : インターロッキング又は平板

T2 : 敷砂

T3 : 路盤

T4 : 凍上抑制層

T5 : 埋め戻し

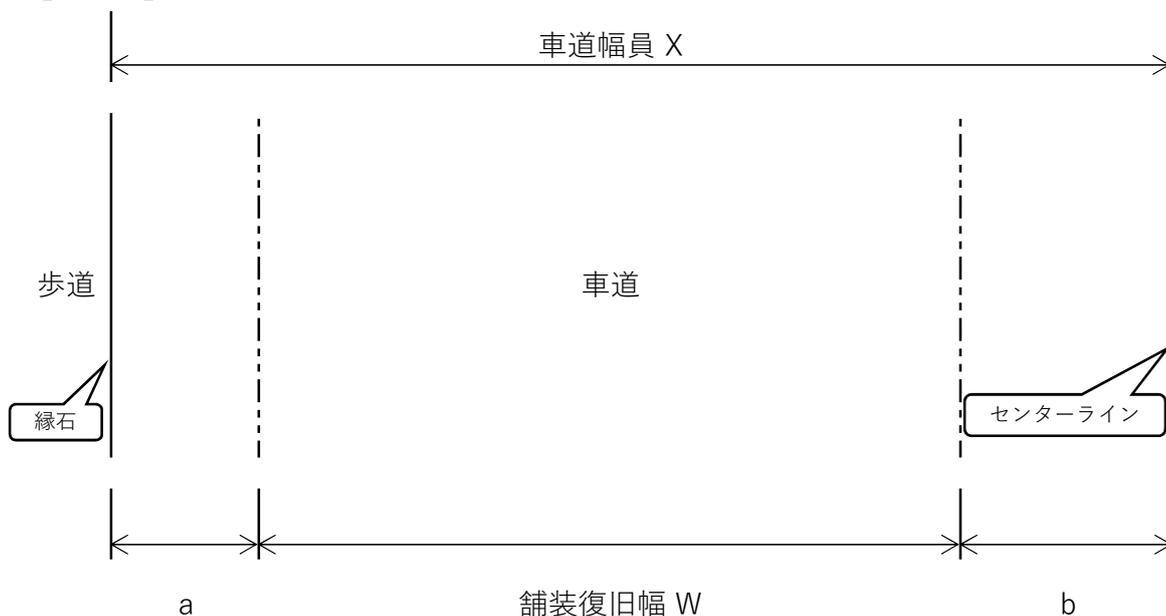
W : 舗装復旧幅

W0 : 掘削幅

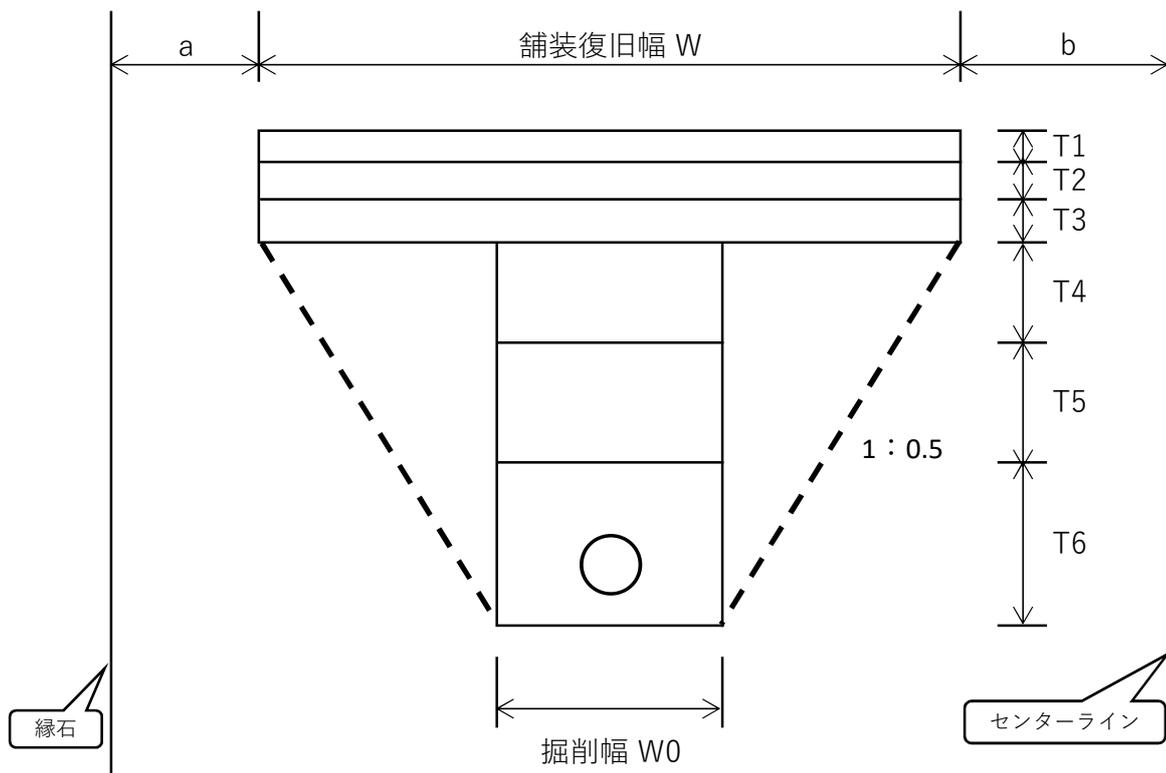
X : オーバーカット幅

別記3 舗装復旧図(車道)

【平面図】



【断面図】



※ a ≤ 100cmの場合は縁石まで舗装復旧すること。

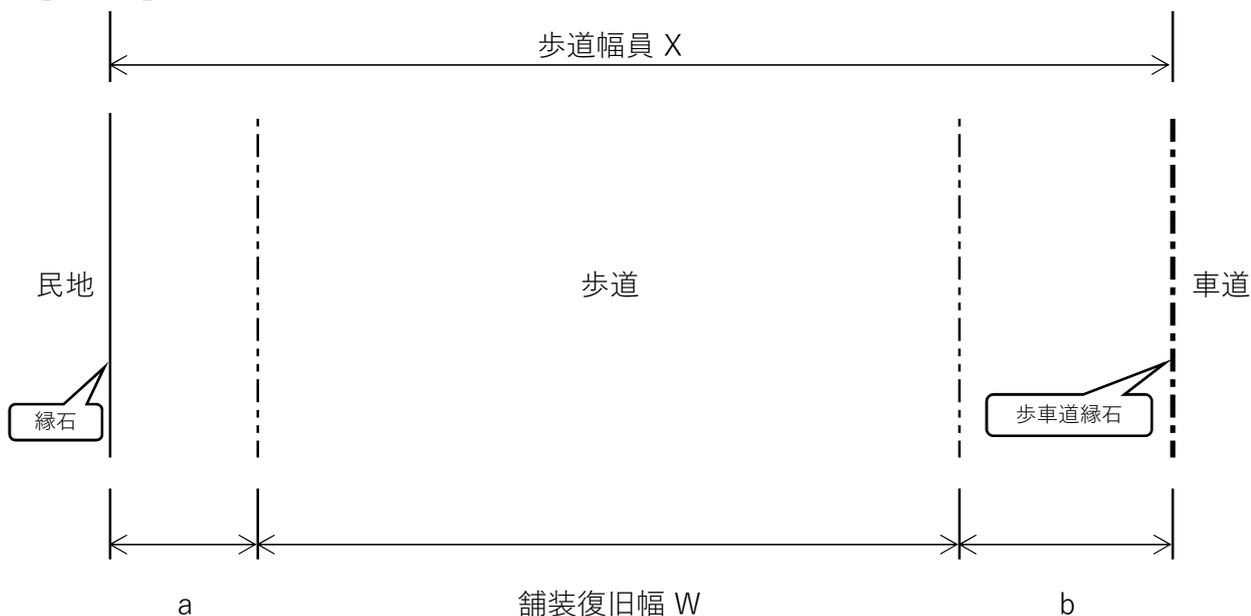
※ b ≤ 100cmの場合はセンターラインまで舗装復旧すること。

(ただしセンターラインに施工目地が現れている場合)

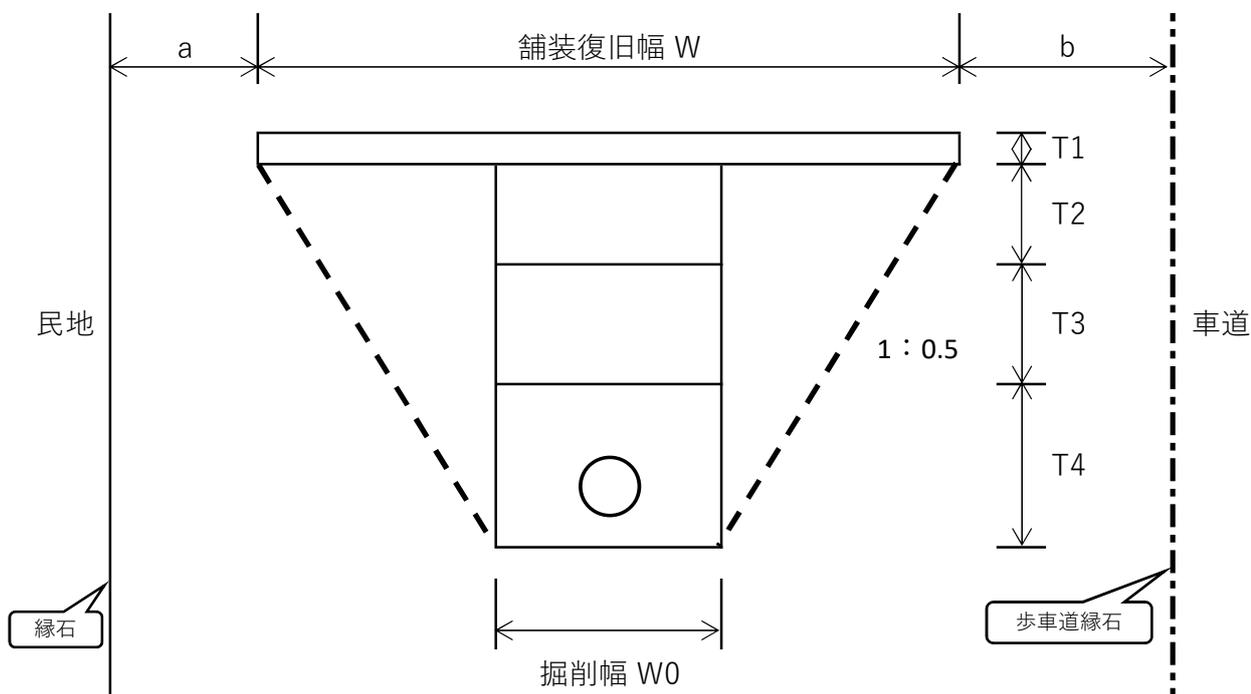
※ センターライン付近を掘削する場合の舗装の復旧方法は、別途協議を行い決定する。

別記3 舗装復旧図(歩道)

【平面図】



【断面図】



※ $X \leq 150\text{cm}$ の場合は全幅舗装復旧すること。

※ a 又は $b \leq 100\text{cm}$ の場合は縁石まで舗装復旧すること。